

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程

(入会基準)

第 1 条 ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第 2 条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になった者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より入会を申請するものとする。なお、その方法による申請が困難な者は、様式第 1 号による申請書を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(資格確認)

第 3 条 事務局は、前条の申請を受理した場合、申請者に様式第 2 号による協議会の構成員であることの証明書を発行するものとする。

2 厚生労働省は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

(証明書の再交付)

第 4 条 構成員は、証明書を失ったときは、ホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。なお、その方法による申請が困難な者は、様式第 3 号による証明書の再交付申請書を事務局に提出することにより申請することができる。

(変更手続)

第 5 条 構成員は、第 2 条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、ホームページより変更届出を行うものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第 4 号による届出書を事務局に提出するものとする。

(退会手続等)

第 6 条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、ホームページより協議会の退会を届け出るものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第 5 号による届出書に第 3 条に規定する証明書を添付して事務局に提出するものとする。

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

附 則

本規程は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

本改正は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会申請書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中
 (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課)

ビルクリーニング分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり申請します。

1. 申請事項

(1) 特定技能所属機関の情報		
特定技能所属機関名		
所在地	〒	
代表者（役職・氏名）	(役 職) (氏 名)	
担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職 名) (氏 名) (電 話 番 号) (電子メール)	
(2) 登録支援機関の情報		
登録支援機関の利用 有・無 (※ 1)	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3) 特定技能外国人の情報		
特定技能外国人の国籍及び人数 (※ 2)	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人

※ 1 登録支援機関を利用する場合は、右欄に登録支援機関の情報を記載してください。

※ 2 指定書において、活動を行うことができる特定産業分野が「ビルクリーニング分野」となっている特定技能外国人のみ記載してください。また、在留カードの写し（氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること）を添付してください。

※ 3 ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験合格者については、合格証明書の写し（氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること。）を添付してください。

2. 遵守事項

ビルクリーニング分野特定技能協議会の構成員は、次の事項について遵守しなければいけません。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ・ ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱及び入会規程を遵守します。
- ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きは行いません。
- ・ ビルクリーニング分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

上記の遵守事項について、同意します。

特定技能所属機関名：_____

代表者名：_____

年月日：_____ 年 月 日

【様式第2号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書

（申請者） 殿

年 月 日に申請のあったビルクリーニング分野特定技能協議会への入会について、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第3条の規定に基づき、下記のとおり証明する。

記

- 1 ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員登録番号 号
- 2 協議会構成員の名称・代表者・住所
名 称
代表者
住 所

年 月 日

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書再交付申請書

ビルクリーニング分野特定技能協議会事務局 御中

(理由) _____ のため、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第4条の規定に基づき、ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

(協議会構成員の名称) _____

(代表者氏名) _____

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員 変更届出書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中
 (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課)

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第 2 条の申請に係る内容に変更が生じたため、以下のとおり届出します。

(1)特定技能所属機関の情報		
☐ 特定技能所属機関名		
☐ 所在地	〒	
☐ 代表者(役職・氏名)	(役 職) (氏 名)	
☐ 担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職 名) (氏 名) (電 話 番 号) (電子メール)	
(2)登録支援機関の情報		
☐ 登録支援機関の利用 有・無	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3)特定技能外国人の情報		
☐ 現に雇用している特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
☐ 新たに雇用した特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人
☐ 転職等した特定技能外国人の在留カード番号		

【記載にあたっての留意事項】

- ※ 1 変更箇所に☑をしてください。
- ※ 2 担当者の職名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、担当者に変更がない場合でも、必ず記載してください。
- ※ 3 新規に雇用した特定技能労働者の在留資格カードの写し（氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること。）を添付してください。
- ※ 4 新規に雇用した特定技能労働者がビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験合格者である場合には、合格証明書の写し（氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること。）を添付してください。

特定技能所属機関名：_____

代表者名：_____

年月日：_____年 月 日

【様式第 5 号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会退会届出書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中

（理由） _____ のため、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関ではなくなったことから、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書を添えて退会届出書を提出します。

年 月 日

（協議会構成員の名称） _____

（代表者氏名） _____



特定技能 1 号在留外国人数

(令和 3 年 1 2 月末現在)

概要版

【目次】

第 1 表

主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能 1 号在留外国人数

第 2 表

都道府県別 特定産業分野別 特定技能 1 号在留外国人数

第 3 表

特定産業分野・業務区分別 特定技能 1 号在留外国人数

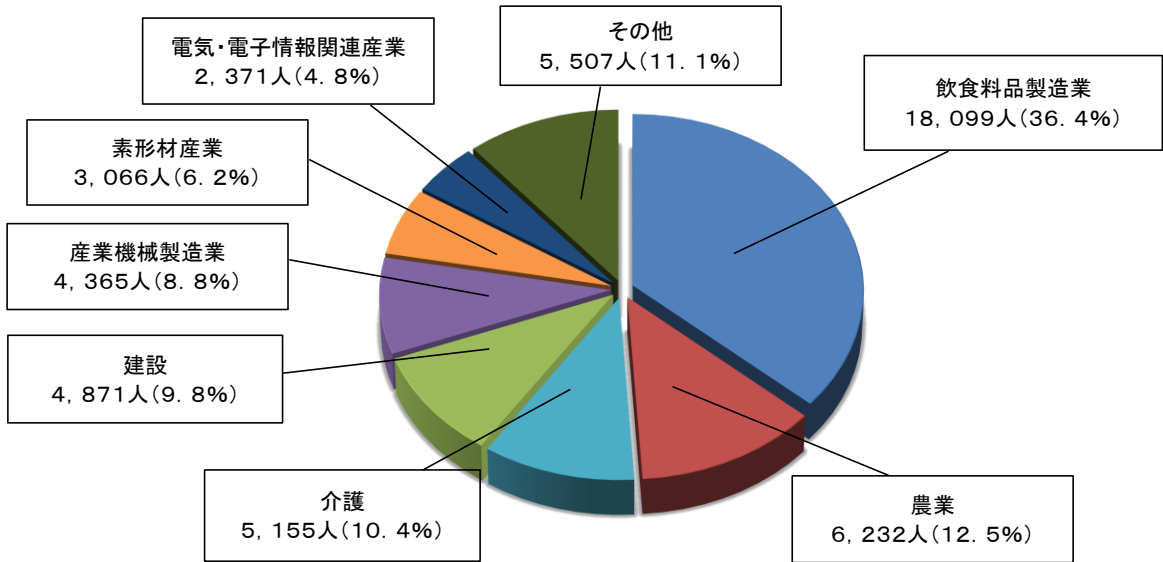
【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年12月末現在)

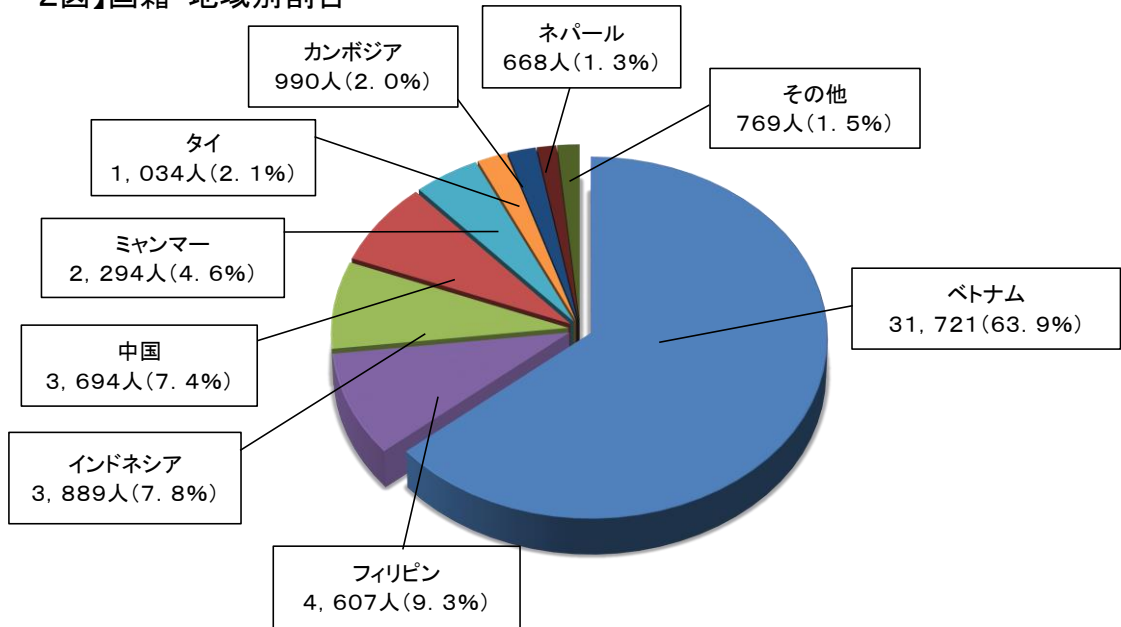
国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総数	49,666	5,155	650	3,066	4,365	2,371	4,871	1,458	708	36	121	6,232	549	18,099	1,985
ベトナム	31,721	2,730	394	1,926	2,690	1,682	3,579	290	369	13	47	3,081	141	13,522	1,257
フィリピン	4,607	535	63	253	618	211	451	884	273	0	3	632	3	654	27
インドネシア	3,889	574	50	370	563	147	200	82	5	0	14	823	368	662	31
中国	3,694	293	12	249	311	149	336	154	3	2	5	608	37	1,347	188
ミャンマー	2,294	410	68	47	33	76	85	4	38	0	8	135	0	1,268	122
タイ	1,034	22	4	199	106	88	59	41	1	0	0	236	0	261	17
カンボジア	990	19	29	10	14	4	96	3	1	0	0	574	0	239	1
ネパール	668	400	15	0	0	0	20	0	3	9	26	43	0	51	101
その他	769	172	15	12	30	14	45	0	15	12	18	100	0	95	241

注) 本表の数値は速報値である。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年12月末現在)

都道府県	総数	介護分野	ビル・クリーニング分野	素材・形態分野	産業機械製造分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造分野	外食業分野
総数	49,666	5,155	650	3,066	4,365	2,371	4,871	1,458	708	36	121	6,232	549	18,099	1,985
北海道	2,013	85	18	17	12	58	151	6	18	0	11	663	93	848	33
青森県	174	15	0	3	4	4	7	5	0	0	0	84	0	52	0
岩手県	282	9	0	4	15	11	29	0	1	0	0	30	5	178	0
宮城県	495	36	0	5	2	9	50	7	2	0	1	22	56	293	12
秋田県	56	8	0	0	2	8	1	0	0	0	0	3	0	33	1
山形県	110	6	0	6	25	14	6	0	1	0	0	9	0	41	2
福島県	384	16	1	35	61	8	34	0	16	0	4	44	0	147	18
茨城県	2,757	198	3	143	188	92	92	0	29	0	6	916	21	1,044	25
栃木県	1,057	74	4	99	71	74	66	1	21	0	3	179	0	453	12
群馬県	1,647	96	6	128	181	115	84	0	17	0	3	214	0	782	21
埼玉県	2,863	375	32	92	119	31	540	0	64	0	0	97	3	1,394	116
千葉県	3,225	275	87	46	89	18	358	3	31	23	1	467	57	1,610	160
東京都	2,510	536	93	18	31	33	554	0	34	4	2	7	0	671	527
神奈川県	2,509	551	68	92	134	11	433	49	54	6	0	35	0	940	136
新潟県	428	6	0	41	20	4	34	0	13	0	2	83	0	219	6
富山県	480	68	1	53	67	41	49	0	18	0	1	5	6	156	15
石川県	527	52	1	61	179	67	47	0	10	0	1	3	35	57	14
福井県	305	54	0	19	28	28	29	0	8	0	3	4	27	70	35
山梨県	443	46	7	14	12	29	30	0	7	0	0	25	5	259	9
長野県	986	48	26	66	187	80	19	0	20	0	8	326	0	194	12
岐阜県	1,326	143	7	269	283	73	91	1	9	0	22	64	0	344	20
静岡県	1,470	68	14	149	156	105	117	13	15	0	3	128	4	666	32
愛知県	4,536	445	26	700	583	413	423	39	40	2	1	318	0	1,339	207
三重県	1,259	112	12	92	222	140	89	41	21	0	3	64	8	435	20
滋賀県	570	37	1	36	137	95	34	0	6	0	2	25	0	190	7
京都府	927	146	32	20	151	29	87	0	17	0	6	40	0	365	34
大阪府	2,646	569	97	231	451	49	401	9	36	1	4	27	1	632	138
兵庫県	1,976	201	14	77	252	315	113	21	39	0	7	80	6	766	85
奈良県	272	64	0	33	19	0	48	0	13	0	0	8	0	79	8
和歌山県	140	10	1	15	29	12	14	0	4	0	1	12	0	36	6
鳥取県	132	4	0	5	4	6	15	0	4	0	5	8	10	70	1
島根県	179	4	2	16	13	47	15	1	7	0	0	22	5	47	0
岡山県	971	92	1	107	36	53	113	68	4	0	0	66	7	401	23
広島県	1,944	90	26	132	185	96	147	459	50	0	0	75	127	540	17
山口県	386	38	6	8	39	18	54	10	2	0	3	10	8	172	18
徳島県	227	7	2	4	8	3	23	3	7	0	0	98	0	72	0
香川県	911	44	3	15	96	7	60	82	9	0	0	153	6	433	3
愛媛県	753	99	1	17	30	1	22	334	4	0	0	63	9	168	5
高知県	228	22	4	1	1	0	16	11	3	0	1	137	1	21	10
福岡県	1,974	167	14	125	158	15	172	20	25	0	2	278	0	882	116
佐賀県	326	53	0	6	5	7	24	10	1	0	0	36	0	174	10
長崎県	431	10	1	0	19	0	11	89	1	0	3	190	17	90	0
熊本県	1,065	31	3	59	51	55	59	60	3	0	3	551	0	174	16
大分県	425	10	13	0	7	8	32	107	9	0	1	133	7	84	14
宮崎県	283	36	0	5	0	2	7	0	4	0	1	115	23	80	10
鹿児島県	620	19	0	0	2	87	35	9	7	0	0	196	1	256	8
沖縄県	438	80	23	2	1	0	36	0	4	0	7	119	1	142	23
未定・詳不	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の居住地の都道府県である。

【第3表】特定産業分野・業務区分別 特定技能1号在留外国人数

分	野	(凡例)	
	-		
業務区分	業務区分		
-	-		

介護分野
5,155

ビルクリーニング分野
650

(令和3年12月末現在)

素形材産業分野	
	3,066
鋳造	
	494
機械保全	
	8

産業機械製造業分野	
	4,365
鋳造	
	32
機械保全	
	9

電気・電子情報 関連産業分野	
	2,371
機械加工	
	41
塗装	
	52

建設分野
4,871
型枠施工
778
内装仕上げ
353

造船・船用工業分野	1,458
溶接	1,222

自動車整備分野
708

航 空 分 野	
	36
空港グランド ハンドリング	
	36

宿泊分野
121

農 業 分 野	
	6,232
耕種農業全般	
	4,708

漁業分野	
549	
漁業	養殖業
320	229

飲食料品製造業分野
18,099

外食業分野
1,985

14分野計
49,666

注）本表の数値は速報値である。